

○四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱

平成16年5月11日

告示第198号

改正 平成18年3月27日告示第94号

平成19年4月1日告示第165号

平成20年4月1日告示第162号

平成21年4月1日告示第200号

平成23年4月1日告示第113号

平成23年10月11日告示第371号

平成24年7月30日告示第344号

(題名改称)

平成25年5月29日告示第336号

平成25年12月5日告示第511号

平成28年3月31日178号

平成30年3月27日告示第136号

平成31年3月28日告示第178号

令和3年4月1日告示第250号

令和4年3月24日告示第141号

令和4年8月16日告示第497号

令和5年2月22日告示第55号

令和6年7月2日告示第535号

令和7年3月25日告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第6条第1項の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、木造住宅耐震補強工事等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成21年告示200号・24年344号・25年511号〕)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成15年四日市市告示第212号)第3条に定める住宅をいう。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づく診断

イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者(以下「受講耐震診断者」という。)が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル(一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠)又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法1(以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。)に基づいて行った診断

(3) 補強計画 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成14年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル(以下「旧マニュアル」という。)に基づいて診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4) 評点 三重県木造住宅耐震診断マニュアル等でいう上部構造評点とする。

(5) 耐震補強工事 木造住宅耐震診断において、評点が0.7未満と診断された建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、評点を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(6) 部分改修工事 次のいずれかに該当する工事とする。

ア 木造住宅耐震診断において、評点が0.7未満と診断された階数が2以上の旧基準木造住宅について、1階部分の評点を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

イ 木造住宅耐震診断において、1階部分の評点が1.0以上であり、2階部分の評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅又はアに該当する工事が完了し、

二段階目の工事として実施する２階部分の評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(7) 段階改修工事 次のいずれかに該当する工事とする。

ア 木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された旧基準木造住宅をその評点が０．７以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

イ 木造住宅耐震診断において、評点が０．７以上１．０未満と診断された旧基準木造住宅又はアに該当する工事が完了し、二段階目の工事として実施する評点を１．０以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(8) 除却工事 次のいずれかに該当する旧基準木造住宅において敷地境界線から平屋建は２ｍ以内、２階建以上は４ｍ以内にある地震発生時の倒壊による隣接する建築物への被害防止や避難路の確保を目的として行う木造住宅の除却工事をいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に該当する場合は、適正な分別解体、再資源化等を実施したものに限る。

ア 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（第８号様式）にて一見して倒壊の危険性があると判断された旧基準木造住宅

イ 木造住宅耐震診断において、評点が０．７未満と診断された旧基準木造住宅

(9) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第１７条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成１８年国土交通省告示第１８５号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。

(10) 社会資本整備総合交付金交付要綱 国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号）をいう。

(11) リフォーム工事 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事と併せて住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え、更新等を行う改修工事をいう。

（一部改正〔平成１８年告示９４号・１９年１６５号・２０年１６２号・２１年２００号・２３年１１３号・３７１号・２４年３４４号・２５年５１１号〕）

（補助対象）

第３条 対象とする区域は、市長が定める防災上必要な区域とする。この場合において、防災上必要な区域とは、住宅の戸数が１ha当たり１０戸以上の建て込んだ区域又は指定された避難路（指定見込みの避難路も含む。）沿いをいう。

２ 前条第５号、第６号、第７号、第８号及び第１１号に定める工事に対し、他の公

的補助金の交付を受ける場合又は利子補給若しくは介護保険から支給される場合は補助対象としない。

3 前条第1項第11号に定める工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 耐震補強工事、部分改修工事又は段階改修工事
- (2) 建物でない外構工事
- (3) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (4) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

4 前条第1項第11号に定める工事は、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者の施工によるものでなければならない。

(一部改正〔平成18年告示94号・19年165号・21年200号・23年371号・24年344号・25年336号〕)

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第2条第5号、第6号、第7号、第8号及び第11号に掲げる工事（以下「耐震補強工事等」という。）に係る1棟当たりの補助額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第2条第1項第5号に該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの	1棟当たりの耐震補強工事に要する経費と100万円のいずれか少ない額及び1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の5分の2の額と50万円のいずれか少ない額の合計額
対象となる住宅の所有者が行う部分改修工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第2条第1項第6号アに該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの	1棟当たりの部分改修工事に要する経費と80万円のいずれか少ない額
	第2条第1項第6号	1棟当たりの部分改修

	イに該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの	工事に要する経費と70万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行う段階改修工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	第2条第1項第7号アに該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの	1棟当たりの段階改修工事に要する経費と80万円のいずれか少ない額
	第2条第1項第7号イに該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの	1棟当たりの簡易な耐震補強工事に要する経費と70万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費	第2条第1項第8号ア又はイに該当する工事で第3条第1項第1号の要件を満たすもの。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。	1棟当たりの除却工事に要する経費の100分の23の額と40万円のいずれか少ない額
対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	第2条第1項第11号に該当する工事	第2条第1項第5号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合は1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の2の額と40万円のいずれか少ない額 第2条第1項第6号及び第7号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合は1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円のいずれか少ない額

	額
--	---

2 補助金の交付は、同一棟について1回限りとする。ただし、2段階目の段階改修工事又は部分改修工事を行う場合はこの限りではない。

3 第1項第1号で定める補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔平成18年告示94号・19年165号・20年162号・21年200号・23年113号・371号・24年344号・25年336号・30年136号・31年177号〕)

(補助金交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事請負契約の締結及び耐震補強工事等の着手の前に木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(一部改正〔平成24年告示344号〕)

(中間検査)

第6条 市長は、前条の補助金交付決定通知の後、必要があると認められる場合には、当該工事現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認められる場合において、申請者に対し、工事を適切に行うべきことを命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、市長は、前条の補助金交付決定を取り消すことができる。

(追加〔平成20年告示162号〕、一部改正〔平成21年告示200号〕)

(計画の変更等)

第7条 申請者は、申請内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)又は工事を中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書(第3号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、予定工期の変更及び補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号・25年336号〕）

（完了実績報告）

第8条 申請者は、当該補強工事が完了したときは、木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書（第5号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、耐震補強工事等が完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の3月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示162号・23年113号・24年344号〕）

（完了検査）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合は申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、市長は、第5条の補助金交付決定を取り消すことができる。

（追加〔平成20年告示162号〕、一部改正〔平成21年告示200号・24年344号〕）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第8条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年告示162号・21年200号・24年344号〕）

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が前項の補助金を請求するに当たり、その請求及び受領について、木造住宅耐震補強等補助事業を実施した事業者（以下「工事事業者」という。）に委任する場合は、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書に、代理請求及び代理受領委任状（第9号様式）を添付しなければならない。この場合において、前項中「申請者は」とあるのは、「工事事業者は」と読み替えるものとし、市長は適切な請求を受けた場合は委任を受けた工事事業者に補助金を支払うものとする。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号〕）

（決定の取り消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号〕）

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号〕）

（書類の整理等）

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号〕）

（補助金の評価）

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（追加〔平成25年告示336号〕）

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成20年告示162号・24年344号・25年336号〕）

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(一部改正〔平成25年告示336号〕)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(追加〔平成25年告示336号〕)

附 則 (平成18年3月27日告示第94号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分予算に係る補助金から摘要する。

附 則 (平成19年4月1日告示第165号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第162号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第200号)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、平成21年度以降に着手した耐震補強工事に適用し、平成20年度以前に着手した耐震補強工事は、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日告示第113号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後に着手した耐震補強工事に適用し、平成22年度以前に着手した耐震補強工事は、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月11日告示第371号)

改正 平成25年5月29日告示第336号

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月11日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した耐震補強工事に適用し、同日前に着手した耐震補強工事は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年7月30日告示第344号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則 (平成 25 年 5 月 29 日告示第 336 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則 (平成 25 年 12 月 5 日告示第 511 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日) 告示第 136 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日) 告示第 250 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は告示の日から施行する。

附則 (令和 4 年 8 月 16 日告示第 497 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附則 (令和 5 年 2 月 22 日告示第 55 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 7 月 2 日告示第 535 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 市長は、第10条の規定による通知を行ったものを除き、改正前要綱の規定に基づき行われた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、改正後要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、すでに補助金交付決定が行われている交付申請については、補助金交付の変更の決定を行い、木造住宅耐震補強工事等計画変更承認通知書（第4号様式）にて申請者に通知するものとする。

附 則（令和7年3月25日告示第116号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、耐震補強工事等を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

記

住宅の概要	住宅の所在	四日市市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋		
	建築年月	年 月 着工・完成		
	階 数		延べ床面積	坪・m ²
	併用住宅の住宅以外の面積	坪・m ²		
	耐震診断における構造評点	0.7未満	・	0.7以上1.0未満

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日		
	工事種別	1：耐震補強工事 2：部分改修工事 3：段階改修工事 4：部分改修工事（2段階目） 5：段階改修工事（2段階目） 6：除却工事		
	工事費	円		
	補助申請額	円		

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地 四日市市
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

※ 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

所有者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号 により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 工事種別
- 4 申請の内容 変更 ・ 中止
- 5 変更の内容

- 6 変更・中止の理由

第 4 号様式（第 7 条関係）

第
年 月 日

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 工事種別
- 4 申請の内容 変更 ・ 中止
- 5 補助金交付額 変更なし ・ 変更あり（ 円）
- 6 変更の内容

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書

年 月 日付け第 号 により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画について、下記のとおり工事が完了したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 住宅の所在地 四日市市

2 住宅の種類

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 工事契約書及び領収書等の写し

(2) 工事の内容がわかる写真

(3) 工事監理者等の三重県木造住宅耐震診断講習受講終了証明書の写し

※除却工事の場合は不要

(4) その他、市長が必要と認める書類

5 耐震性能の確認

※除却工事の場合は不要

本件工事は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認しました。

工事監理者等 氏名

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様

四日市市長

木造住宅耐震補強工事等補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地 四日市市

2 住宅の種類

3 支払請求額 円

第8号様式（第2条第8号関係）

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日： 年 月 日

調査者氏名：

I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者：
2. 建築物所在地：
3. 階数：
4. 居住の有無：

II) 前提条件の確認 (いずれも必須)

チェック欄

木造住宅である	
昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した	

Ⅲ) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

(1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者（委任者） 住 所
氏 名 印
電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付け第 号一 により補助金交付確定の通知を
受けた木造住宅耐震補強工事等補助金（金 円）の請求及び受領につ
いて、下記の者に委任します。

記

受任者（工事事業者） 所 在 地
会 社 名
代表者名 印

振込先 金融機 関名	金融機関名	銀行 信金 支店 信組 農協 支所
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

（お願い）

・ 委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡してください。

・ 受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書」と併せて提出してください。

第 1 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 3 3 6 号〕）

（一部改正〔令和 3 年告示 2 5 0 号〕）

（一部改正〔令和 6 年告示 5 3 5 号〕）

（一部改正〔令和 7 年告示 1 1 6 号〕）

第 2 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 4 号〕）

（一部改正〔令和 7 年告示 1 1 6 号〕）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 4 号〕）

（一部改正〔令和 3 年告示 2 5 0 号〕）

第 4 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年告示 3 3 6 号〕）

（一部改正〔令和 7 年告示 1 1 6 号〕）

第 5 号様式（第 8 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 4 号〕）

（一部改正〔令和 3 年告示 2 5 0 号〕）

（一部改正〔令和 6 年告示 5 3 5 号〕）

（一部改正〔令和 7 年告示 1 1 6 号〕）

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 4 号〕）

（一部改正〔令和 7 年告示 1 1 6 号〕）

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 4 号〕）

（一部改正〔令和 3 年告示 2 5 0 号〕）